

久喜市市民参加条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市市民参加条例施行規則（平成22年久喜市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

（3）市の施設への配架

第8条第2項中「当該届出をした者に久喜市市民参加推進員証（様式第5号）を交付するとともに、」を削り、「（様式第6号）」を「（様式第5号）」に改め、同条第3項中「（様式第7号）」を「（様式第6号）」に、「（様式第8号）」を「（様式第7号）」に改め、同条第4項中「（様式第9号）」を「（様式第8号）」に改め、同条第5項を削る。

様式第5号を削り、様式第6号を様式第5号とし、様式第7号から様式第9号までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。